

令和7年度

新冠町 住宅リフォーム 助成金事業

新冠町内業者が請負施工する省エネ改修やバリアフリー改修を行う新冠町民に対して、10万円以上の対象工事費に対し、一定額を補助するものです。

※工事着手前に事前審査が必要です

●期間： 令和7年4月17日（木）～ 随時受付

(※ 交付金の手続き上、受付開始日は、北海道から事業着手の確認が下りてからの開始になりますので、受付開始日が若干前後する可能性がございますので何卒ご容赦願います。)

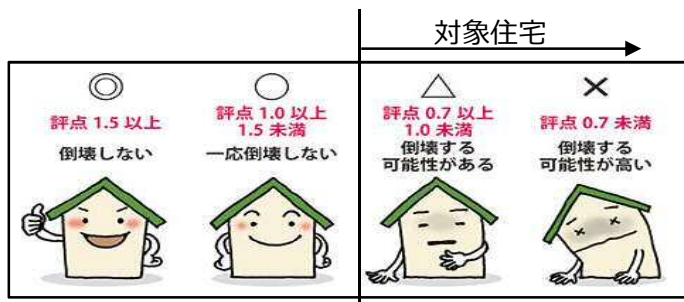
令和7年12月26日（金）受付締切

(※ この指定した日に間に合う申請が対象になります。工事完了後は速やかに工事完了届を提出してください。受理後、建設水道課建築職員が現地で工事完了検査を実施します。)

なお、助成金交付額の上限に達した時点で、今年度の受付を終了いたします。

●対象工事： (各改修工事内容に、いくつか条件がございます。)

- 省エネ改修工事 断熱改修部分は改修部分が仕様基準(熱還流率 $U \leq 2.33$)に適合する省エネ基準レベル
 - ・窓の断熱改修・玄関フード
 - ・床・壁・天井の断熱改修 } ※左記必須工事の内いずれかと
+省エネ設備の採用
- バリアフリー改修工事 段差解消、浴室改良、トイレ改良、室内手すり取付、出入り口戸の改良、通路の拡幅など
- 耐震改修工事 昭和56年6月31日以前に着手された建物が対象で、一般診断で総合評価1.0未満の住宅が対象。
(※耐震診断は、建設水道課47-2519へ一度ご相談ください。耐震診断費用は、依頼者負担となります。)



※ 省エネ設備の詳細については、3ページを参照願います。



目次

1. 令和7年度制度改正内容について・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
2. 助成金交付制度の概要について・・・・・・・・・・・・・・・・・・5～7
3. 新冠町住宅リフォーム助成金交付制度Q&A・・・・・・・・・・8～11
4. 工事の判断基準について・・・・・・・・・・・・・・・・・・12～13
5. 住宅リフォーム 工種・内容（新冠町住宅リフォーム助成金交付規則
第2条2号関係 別表）抜粋・・・・・・・・・・14～15
6. 住宅リフォーム 問合せから契約・工事・助成金までの流れ・・・・16
7. 住宅リフォーム 申請等チェックリスト・・・・・・・・・・17
8. 新冠町住宅リフォーム助成交付金申請書 様式・・・・・・・・・・18～27
9. 住宅リフォーム 新冠町内業者一覧・・・・・・・・・・28

省エネ住宅のメリットと必要性

「省エネ住宅」とは、冬の冷気や夏の熱気を室内に入れず、少ないエネルギーで家の中の暖かさや涼しさを保てる断熱性能と、エネルギー効率の高い設備を兼ね備えた住宅です。

省エネ住宅は家計に優しい

断熱性能の高い家では、暖房や冷房を効率的に使用することができます。
また、エネルギー効率の高いエアコンや照明、給湯機など最新の機器・設備を導入することで、エネルギーの使用量を削減でき、家計の節約にもつながります。



省エネ住宅で一年中快適な空間に

断熱性能の高い家では、部屋内での温度差を小さくできるので、快適な生活にもつながります。



省エネ住宅で毎日の健康な暮らしを

断熱性能の高い家では、部屋間の温度差を小さくできるので、ヒートショックのリスクも軽減されて、家族の健康づくりにもつながります。



地球温暖化対策のために省エネ住宅は必要です

温暖化・異常気象などの気候変動問題やエネルギー問題への対策として、省エネルギーの一層の徹底が求められています。



1. 令和7年度制度助成内容について

◆令和7年3月31日付けの変更適用し以下の内容にて助成します。

① (定義) 第2条2項の一部改正

- (2) 「住宅リフォーム」 住宅の長寿命化等のため施工する工事をいい、「バリアフリー改修工事」、「省エネ改修工事」、それぞれの工種、内容は別表のとおりとする。 とした。
- (4) 「省エネ基準」 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第2条第1項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。 とした。

② (助成金の交付対象となる工事) 第5条4項の追記

- (4) 他の補助金等の重複をしていないこと。(別記様式第15号)ただし、町の他の制度(定住・移住促進制度補助金等)による助成金においても、重複しないと認めるものについて、同時に助成を受けられるものとする。 とした。

③ (助成金の額) 第6条1項の改正

助成金の額は、バリアフリー改修工事については、10万円以上の助成対象工事費に対して1/2とし100万円を限度額とする。省エネ改修については、10万円以上の助成対象工事費に対して別表第2の助成金の額欄に掲げる額または助成限度額のいずれか低い額(その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、100万円を限度額とする。ただし、町の他の制度による助成額を除く。 とした。

④ (助成金の交付申請) 第8条3項6項7項の改正

(3) 住宅建設年度が昭和56年6月1日以降に着工したことが明らかになる書類の写し(建築基準法に基づく確認済証の写し等) とした。

(6) バリアフリー改修工事については、住宅リフォーム助成対象となる部位の着工前の状況を検尺ロッド等を用いて撮影した写真。(現況敷居段差、現況便座高さ、浴槽またぎ高さ、現況機器寸法等)省エネ改修工事については、使用資材のうち、助成対象工種に係る省エネ性能が分かるカタログの写し等。 とした。

(7) バリアフリー改修工事については、住宅リフォーム助成対象となる住宅の位置図、改修前と改修後の各階平面図、開口部の省エネ改修については、住宅リフォーム助成対象となる住宅の位置図、立面図及びその他改修部分分かる図面。 とした。

⑤ (完了の届出) 第14条1項2項の改正

- (1) 写真(着手前と同じアングルで施工中、完了後のそれぞれの状況を撮影したもの)。
- (2) 使用資材のうち、助成対象工種に係る出荷証明書あるいは性能評価書。 とした。

⑥ 附則の変更

この規則は、令和7年4月1日から施行する。 とした。

⑦ 別表（第2条2号関係） 1.省エネ改修工事の内容改正

(1)住宅開口部の断熱改修工事

リフォーム改修を実施する階全体の複数の開口部(窓・玄関ドア・勝手口)を断熱改修し、別表第1 2 設備の効率化に係る工事に掲げる[こどもみらい住宅支援事業の対象型番リスト・こどもエコすまい支援事業の型番リスト]に掲載されている機器を使用した省エネ設備を、1つ以上同時に改修すること。

改修部分が仕様基準(熱貫流率 $U \leq 2.3$)に適合する省エネ基準レベルを満たした場合に認める。 開口部詳細については、下記のとおりとする。 とした。

(2) 躯体の断熱改修工事

リフォーム改修を実施する棟全体の断熱改修を行い、別表第1 2 設備の効率化に係る工事に掲げる[こどもみらい住宅支援事業の型番リスト・こどもエコすまい支援事業の型番リスト]に掲載されている機器を使用した省エネ設備を、1つ以上同時に改修すること。

とした。

以上が改正内容です。

1-2. 断熱改修工事とあわせて採用しなければならない対象省エネ設備について

対象設備機器の仕様基準

※ 断熱改修リフォームと同時に下記の省エネ設備の内、1つ以上を選択して改修することが必須条件となります。

工事種別	要件等(こどもみらい住宅支援事業・こどもエコすまいる支援事業において型番登録されている設備を対象とします)
太陽熱利用システム	強制循環式のもので、JIS A4112に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有することが確認できること。蓄熱槽がある場合は、JIS A4113に規定する「太陽蓄熱槽」の性能と同等以上の性能を有することが確認できること。
ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器 (ハイブリッド給湯器)	熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクを持ち、年間給湯効率(JGKS A705)が102%以上であること。
電気ヒートポンプ給湯器(エコキュート)	JIS C9220に基づく年間給湯保温効率又は年間給湯効率が3.0以上であること。
潜熱回収型石油給湯器(エコフィール)	連続給湯効率が94%以上であること。石油給湯器の直圧式にあっては、モード熱効率が81.3%以上であること。石油給湯器の貯湯式にあっては、74.6%以上であること。
潜熱回収型ガス給湯器(エコジョーズ)	給湯暖房機にあっては、給湯部熱効率が94%以上であること。給湯単能器、ふろ給湯器にあっては、モード熱効率が83.7%以上であること。
浴室への節湯水栓	JIS B2061:2017に規定する「節湯形」の水栓と同等以上の機能を有する節湯水栓を採用すること。浴室シャワー水栓に限る。
節水型トイレ	節水型で、JIS A5207に規定する「Ⅱ型大便器」と同等以上の性能を有する便器(使用水量6.5L以下)。
高断熱浴槽	JIS A5532に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の性能を有すること。
燃料電池システム(エネファーム)	燃料電池発電ユニットについては、エネルギー消費性能計算プログラムにおいて選択可能な機種であること。(燃料電池発電ユニットの後付けも対象とします。)
ガスエンジン・ コージェネレーションシステム	ガス発電ユニットのJIS 基準(JIS B8122)に基づく発電及び排熱利用の総合効率が、低位発熱量基準 LHV基準で80%以上であること。
蓄電池	定置用リチウム蓄電池うち、一般社団法人環境共創イニシアチブにおいて令和3年度以降登録・公表されている蓄電システム。
LED照明	工事を伴うものであること。優先順位を、1位 主たる居室(居間・食堂・台所)、2位 その他の居室(寝室・和室・洋室)、3位 非居室(トイレ・脱衣洗面・浴室・玄関・廊下)とし、順位区分のいずれか全てを改修するものであること。
ルームエアコンディショナー(エアコン)	空気清浄機能・換気機能つきエアコンで、エネルギー消費効率の区分が (い) または (ろ) であること。

2. 助成金交付制度の概要について

◆交付申請対象者及び交付対象住宅

- 住民基本台帳法に基づく住民票に登録されている方
- 住宅リフォームを行う住宅の所有者と同一世帯に属する方全員が町税を滞納していないこと
- 住宅の所有者で、その住宅に現に居住している方(申請者と住宅の名義人が同じ)
- 暴力団構成員、暴力的破壊活動を行う団体等に所属していないこと
- 対象住宅が新冠町内にあること
- 建築年数10年を経過した住宅であること(バリアフリー改修)
- 専用住宅であること(賃貸住宅や、寮、社宅、会社事務所等は対象外です)
- 店舗併用住宅の専用住宅部分(店舗部分は対象外です)

◆工事対象

○助成金対象となる工事(規則第2条(2))

1.省エネ改修工事(断熱改修部分は新省エネ基準(ZEH基準))

- 窓の断熱改修工事 居室単位またはその階窓全部 (12ページ参照)
- 内窓の設置又は交換(ガラス部分の交換を含む)
- 外窓の交換(一部だけの改修は対象外、ガラス部分のみの交換を含む)

床の断熱改修工事

- 天井の断熱改修工事 (13ページ参照)

壁の断熱改修工事

※上記断熱改修工事の内いずれか
+省エネ設備の採用が必須となります。



2.バリアフリー改修工事

- ①通路等の拡幅 ②階段の勾配の緩和 ③浴室改良
- ④便所改良 ⑤手すりの取り付け ⑥段差の解消
- ⑦出入口の戸の改良 ⑧滑りにくい床材料への取替え

3.耐震改修工事

昭和56年5月31日以前に着手された建物が対象で、

一般診断で総合評価1.0未満の住宅

(耐震診断をお考えの方は、建設水道課建築係47-2519まで
お電話ください。耐震診断費用は依頼者負担となります。)

◆請負施工業者の条件

○請負施工業者の条件（規則第2条（3））

- 1 新冠町内に建築業を営む事業所、営業所を持つ法人及び町内で建築業を営む個人事業者、町内給水排水設備指定店です。

別紙 新冠町内業者一覧をご覧ください。（28ページ参照）

◆助成金

○助成金の額（規則第6条）

- 1 助成金の額は、バリアフリー改修工事については、10万円以上の助成対象工事費に対して1/2とし100万円を限度額とする。省エネ改修については、10万円以上の助成対象工事費に対して別表第2の助成金の額欄に掲げる額または助成限度額のいずれか低い額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、100万円を限度額とする。ただし、町の他の制度による助成額を除く。

◆受付期間及び工事期間

○受付期間 令和7年度は、4月17日から受付開始予定です。

○募集期間 令和7年12月26日締切

（期限より前でも予算額に達した時点で受付を終了します。）

◆必要書類

○申請書に必要な書類

申請時に必要な書類は以下のとおりです

なお、別紙住宅リフォーム申請時等チェックリストをご覧ください。（17ページ参照）

○申請時

- 1 新冠町住宅リフォーム助成金交付申請書
- 2 住宅リフォーム工事内容（申請書に付ける別紙）
- 3 住民票謄本
- 4 住宅の所有者が明らかとなる書類の写し（登記簿等）
- 5 町税納税状況確認承諾書（世帯全員） 移住者は、世帯全員の納税証明書
- 6 住宅リフォーム助成金に係る誓約書
- 7 設計内訳書
- 8 積算根拠（材料拾い調書・単価根拠・メーカー見積書の原本又は写し）
- 9 着手前の状況写真（必要箇所の各処寸法がわかるもの）
※完了写真において、着手前と完了後の比較写真が必要になります。
- 10 各階平面図・立面図・その他必要な図面およびカタログの写し
※改修前の図面と改修後の図面が必要（改修部分はハッチングなどで図面に明示してください）

○着手届

- 1 新冠町住宅リフォーム助成金交付事業着手届
- 2 契約書又は請書の写し

○完了届

- 1 新冠町住宅リフォーム助成金交付事業完了届
- 2 交付対象箇所の施工写真（表面から見え隠れする部分の施工写真も忘れずに）
- 3 完了写真（着手時と同じ方向から比較できるように）
- 4 住宅リフォームに係る代金領収書の写し
- 5 使用資材のうち、助成対象工種に係る出荷証明書あるいは性能評価書。
- 6 助成金の請求書（申請者本人の振込先記入）

○建物が共有名義の場合（申請時のみ）

- 1 同意書

◆注意事項

- 1 申請時において既に工事着手している住宅は助成対象外です。
- 2 新築工事は対象となりません。
- 3 併用住宅リフォームの場合は、専用住宅部分のみが対象となります。
- 4 増築工事を含めたリフォームの場合は、増築工事以外の部分が対象となります。
- 5 過去に新冠町住宅リフォーム助成交付金申請をしている住宅については、注意が必要です。 →平成27年度以降に新冠町住宅リフォーム助成金を受けた方は、申請できません。

※所有者が変更しても住宅リフォームしている箇所の重複申請は認められません。

3. 新冠町住宅リフォーム助成金交付制度Q&A

◆対象となる住宅に関すること

Q1. 町内の方が中古住宅を購入する場合は対象となりますか。

A：町内在住の方が中古住宅を購入した場合は、定住・移住促進制度の対象となるため対象となります。引越しの助成制度もありますので新冠町企画課までご連絡下さい。また、個人専用住宅をリフォームする場合は、建設後10年の経過が必要となりますので、計画段階で確認して下さい。

Q2. 子が親の住んでいる親名義の住宅を工事する場合は対象となりますか。

A：住宅の所有者が申請する場合は対象となります。（申請者と住宅の名義人が同じ）このケースで別居の子が工事契約される場合は対象となりません。

Q3. 夫婦所有で共有名義の住宅の場合、申請者はどちらか1名だけでよいですか。

A：この場合は、工事の契約者（代金の支払者）が申込して下さい。住宅の所有又は居住が条件となります。なお、申請者には、他共有者の同意書の添付が必要です。また、助成金の申請は、同一住宅及び同一人につき1回限りです。

Q4. 一軒家の賃貸住宅は対象となりますか。

A：対象となりません。住宅リフォームを行う専用住宅が対象となります。

Q5. 店舗併用住宅は対象となりますか。

A：専用住宅部分のみ対象となりますが、店舗部分は対象となりません。

Q6. 寮や社宅は対象となりますか。

A：対象となりません。住宅リフォームを行う個人専用の住宅が対象です。

Q7. グループホームや高齢者専用賃貸住宅は対象となりますか。

A：対象となりません。住宅リフォームを行う個人専用の住宅が対象です。

Q8. 町外の方が新冠の中古住宅を購入した場合は対象となりますか。

A：対象となります。なお、この対象者は、定住・移住制度の対象にもなりますので新冠町企画課に問合せ願います。

Q9. 介護保険制度の認定者が家族にいて、社会資本振興補助金の制度を活用して住宅リフォームを計画していますが併せて対象となりますか。

A：併せて対象となります。それぞれ制度の内容が異なりますので、新冠町保健福祉課又は建設水道課に問合せ願います。

Q10. 耐震改修工事を考えていますが、対象工事の内容を教えてください。

A：昭和56年5月31日以前に建設されたものが対象で、一般診断で総合評価1.0未満が対象です。また、対象部分は、補強工事に係る全ての工事が対象です。（耐震改修は町単独費として取り扱います。）

Q11. 過去に一度住宅リフォーム申請している住宅を購入することになりました。再度住宅リフォームの申請は可能ですか。

A：住宅リフォーム交付金申請は可能です。ただし、注意が必要です。
最初の所有者が住宅リフォーム申請した箇所を改修する場合は、対象外となります。（2重の交付申請になるため認められません。）
なお、最初の所有者が住宅リフォーム申請した箇所以外は、交付対象となります。
対象住宅については、事前審査の段階で台帳確認します。

Q12. 平成24年に住宅リフォーム交付金を利用しましたが、新省エネ基準に満たない窓を新省エネ基準の窓に取替える場合は交付対象となりますか？

A：住宅リフォーム交付金申請は可能です。対象階全部の開口部(窓・玄関)または一部の居室の断熱改修を実施し、別表省エネ設備のいずれかを採用した場合に認められます。

◆工事内容や基準に関すること。

Q13. 助成金申請後の工事内容の変更は可能ですか。

A：工事内容の変更は可能です。対象項目が変わった場合は、変更届を出していただくこととなります。但し、交付決定した補助金の増額変更はできません。

Q14. 温水洗浄便座等の洗浄便座の設置は、対象となりますか。

A：洗浄便座のみでは対象外。便器と一体の場合で座面高さが15mm以上高くなると対象となり、入口の段差があれば解消すると対象となります。

Q15. 段差解消や手すりの設置、通路の拡幅は屋外（敷地内）も対象となりますか。

A：屋外部分は対象となりません。室内のみが対象です。

Q16. 新省エネ基準への適合判定方法は？

A：申請時の図面等に建具の製品名や断熱材の種類、厚さ等を記載していただきます。建具や断熱材の性能、厚さ等は工事の判断基準表をご確認下さい。また、工事完了時には、工事中の写真を含む断熱材の種類厚さ等がわかる写真の添付が必要となります。

Q17. 一部居室の窓が既に省エネ基準に適合済みで、残る窓のみを改修する場合は対象となりますか？

A：対象となります。平面図に記号を付けて建具表が必要となります。

Q18. 外壁の断熱改修は1面だけでも対象となりますか。

A：対象となりません。床・屋根(天井)・壁をセットで改修する場合が対象となります。床のみ、壁のみ、屋根のみの改修は対象となりません。

Q19. 断熱材の種類と厚さの定めはありますか？

A：新省エネ基準で定められておりますので、各部位ごとに仕様と厚さを確認のうえ、設定して下さい。 → P13参照

Q20. 居間のみ段差解消は助成の対象となりますか？

A：対象となりません。1階全体の段差解消が必要です。(玄関、勝手口を除く)

Q21. 屋外の手すり設置は対象となりますか？

A：対象となりません。室内に限ります。

◆助成申請に関すること。

Q22. 助成金の申請はいつごろからですか？

A：令和7年度は4月17日受付開始予定です。

交付金の手続き上、受付開始日は、北海道から事業着手の確認が下りてからの開始になりますので受付開始日が若干前後する可能性がありますので何卒ご容赦願います。

Q23. 工事完了届の提出期限や助成金の請求期限はありますか？

A：例年2月中旬が最終工事完了検査日になります。令和8年2月13日(金)

工事完了後は速やかに工事完了届を提出してください。

受理後、役場建築職員が現地で改修内容を確認します。(工事完了検査の実施)検査に合格後、助成金確定通知書を交付します。

助成金確定通知書を受取り後、速やかに助成金請求書を提出してください。

Q24. 1つの住宅について、別の年度に再度助成を受けることは可能ですか？

A：同一住宅及び同一人につき1回限りとなっております。ただし、第三者（同居している親族を除く。）に所有権が移転した住宅は対象となりますが、注意が必要です。

※所有者が変更しても住宅リフォームしている箇所の重複申請は、認められません。重複していない箇所の申請は、認められます。

Q25. 法人の申請は可能ですか？

A：法人の申請は受け付けられません。申請時に個人所有か否か審査します。

◆助成金等との併用に関すること。

Q26. 税制優遇との併用は可能ですか？

A：税制優遇の条件に合う場合は、併用可能です。

Q27. 介護保険制度との併用は可能ですか？

A：同一工事種別については併用出来ません。但し、工事が明確に区別できる場合は併用可能です。

Q28. 国の住宅エコポイント(グリーン住宅ポイントなど)制度との併用は可能ですか？

A：令和7年度は、同一の工事箇所については併用できません。但し、対象外部分で工事箇所が明確に区分できる場合は可能です。

◆事前審査・完了検査に関すること

Q29. 事前審査、内容審査とはどのようなことですか？

A：工事請負施工会社から提出された工事内容、交付対象工事費、対象外工事費の審査や、内訳表項目、単価が妥当かどうか審査します。

ユニット、機器、機械、什器等はメーカーの見積書を提出していただき、金額が妥当か確認します。

施工費や材工費（※1）を一式で計上した複合単価の金額がおおよそ3万円以上の項目は、別紙代価表で積算細目根拠を提示していただきます。

※1 材工費：材料費と施工費等を複合したもの

Q30. 完了検査とはどのようなことですか？

A：図面、内訳書どおり正しく改修されているか現地確認します。

検査時は施工業者の立ち会いのもと、役場職員建築係員が検査します。

なお、不可視部については工事施工写真で確認判断いたします。

Q31. 助成金交付申請前に既に工事を着手した場合や、助成金交付決定通知書交付前に着手した場合はどうなりますか？

A：交付対象から外れます。（補助金が投入されている都合上、妥協案はございません。助成金交付決定通知書交付以降に工事着手願います。）

4. 工事の判断基準について

◆窓改修工事の判断基準

今年度から適用の仕様基準に適合する建具とガラスの組み合わせ例は下記の通りです。

建 具		代表的なガラスの種別
種類	材質	
一重サッシ	木製又はプラスチック製	低放射複層ガラス(ガス入り)空気層12mm
		低放射複層ガラス 空気層12mm
	金属製とプラスチック製(若しくは木製)の複合構造	三層ガラス 空気層(12mm+12mm)
		低放射複層ガラス 空気層12mm
二重サッシ	建具の一方が木製又はプラスチック製	単板ガラス+普通複層ガラス 空気層12mm
	問わない ※3 (枠中間部熱遮断構造 ※2)	単板ガラス+低放射複層ガラス 空気層12mm
三重サッシ	問わない ※3	単板ガラス+単板ガラス+単板ガラス

開口部の熱貫流率※1 (W/m²・K)
省エネ基準: ≤2.33(新冠町)

※1 熱貫流率とは、熱の伝えやすさを表す数値で、室内外の空気温度に1度の差があるとき、1時間以内に壁1㎡を通過する熱量のことです。
数値が小さいほど性能が良いこととなります。

※2 アルミサッシ等+アルミサッシ等で、枠中間部が熱遮断構造となっているもの。

※3 アルミサッシ等

仕様・備考	以下の各号のいずれかに該当すること。 ①こどもエコすまい支援事業において、開口部の改修(断熱等の機能を有するものに限る)に型番登録された建材の内、地域の区分が2地域で、かつ、性能区分がA以上に適合している建材であること。 ②国土交通省所管の子育てエコホーム支援事業において、登録されている建材の内、仕様基準への適合が確認できるもの。 ③カタログ等により、仕様基準への適合が確認できるもの。
-------	---

◆断熱改修工事の判断基準(省エネ基準)

住宅の種類	断熱材の施工法	部位	断熱材の熱抵抗値【単位： $m^2 \cdot k / W$ 】 熱抵抗値＝厚さ÷熱伝導率 ※熱抵抗値を計算する際は、厚さの単位をmに換算すること(1m=1000mm)以上	記号	A-1	A-2	B	C	D	E	F		
				熱伝導率【単位： $W / (m^2 \cdot k)$ 】	0.052～0.051	0.050～0.046	0.045～0.041	0.040～0.035	0.034～0.029	0.028～0.023	0.022以下		
住宅の種類	断熱材の施工法	部位	断熱材の熱抵抗値【単位： $m^2 \cdot k / W$ 】 熱抵抗値＝厚さ÷熱伝導率 ※熱抵抗値を計算する際は、厚さの単位をmに換算すること(1m=1000mm)以上	吹込み用グラスウール	GW-1(施工密度13k)GW-2(施工密度18k)				30k相当 35k相当				
				タタミボード									
				A級インシュレーションボード(9mm)									
				シーリングボード(9mm)									
				住宅用グラスウール		10k相当	16k相当 20k相当	24k相当 32k相当					
				吹込み用ロックウール		25k		65k相当					
				A種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板			保温板4号	1号 2号 3号	特号				
				高性能グラスウール				16k相当 24k相当 32k相当	40k相当 48k相当				
				住宅用ロックウール				マット、フェルト、ボード					
				A種押出法ポリスチレンフォーム保温板				1種	2種	3種			
建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム					A種3	A種1 A種2							
A種ポリエチレンフォーム保温板				1種1号 2号	2種	3種							
A種硬質ウレタンフォーム保温板						1種	2種1号 2種2号 2種3号 2種4号						
吹込み用セルローズファイバー					25k、45k 55k								
A種フェノールフォーム保温板					2種1号 3種1号 3種2号	2種2号	2種3号	1種1号 1種2号					
木造	充填断熱工法	屋根	6.6	345	330	300	265	225	185	150			
		天井	5.7	300	285	260	230	195	160	130			
		壁	3.3	175	165	150	135	115	95	75			
		床	外気に接する部分	5.2	275	260	235	210	180	150	115		
			その他の部分	3.3	175	165	150	135	115	95	75		
		土間床等の外周部	外気に接する部分	3.5	185	175	160	140	120	100	80		
			その他の部分	1.2	65	60	55	50	45	35	30		
		枠組壁工法	充填断熱工法	屋根	6.6	345	330	300	265	225	185	150	
				天井	5.7	300	285	260	230	195	160	130	
				壁	3.6	275	260	235	210	180	150	115	
床	外気に接する部分			4.2	175	165	150	135	115	95	75		
	その他の部分			3.1	275	260	235	210	180	150	115		
土間床等の外周部	外気に接する部分			3.5	175	165	150	135	115	95	75		
	その他の部分			1.2	275	260	235	210	180	150	115		
木造、枠組工法又は鉄骨造	外張断熱工法又は内張断熱工法			屋根又は天井	5.7	175	165	150	135	115	95	75	
				壁	2.9	275	260	235	210	180	150	115	
				床	外気に接する部分	3.8	175	165	150	135	115	95	75
		その他の部分	1.2		185	175	160	140	120	100	80		
		土間床等の外周部	外気に接する部分	3.5	65	60	55	50	45	35	30		
			その他の部分	1.2	185	175	160	140	120	100	80		
		鉄筋コンクリート造	内断熱工法	屋根又は天井	3.6	300	285	260	230	195	160	130	
				壁	2.3	155	145	135	120	100	85	65	
				床	外気に接する部分	3.2	200	190	175	155	130	110	85
					その他の部分	2.2	185	175	160	140	120	100	80
土間床等の外周部	外気に接する部分			1.7	65	60	55	50	45	35	30		
その他の部分	0.5		185	175	160	140	120	100	80				
外断熱工法	屋根又は天井		5.7	300	285	260	230	195	160	130			
	壁		2.9	155	145	135	120	100	85	65			
	床		外気に接する部分	3.8	300	285	260	230	195	160	130		
			その他の部分	1.2	185	175	160	140	120	100	80		
	土間床等の外周部	外気に接する部分	3.5	65	60	55	50	45	35	30			
その他の部分	1.2	185	175	160	140	120	100	80					

断熱材の厚さ【単位:mm】

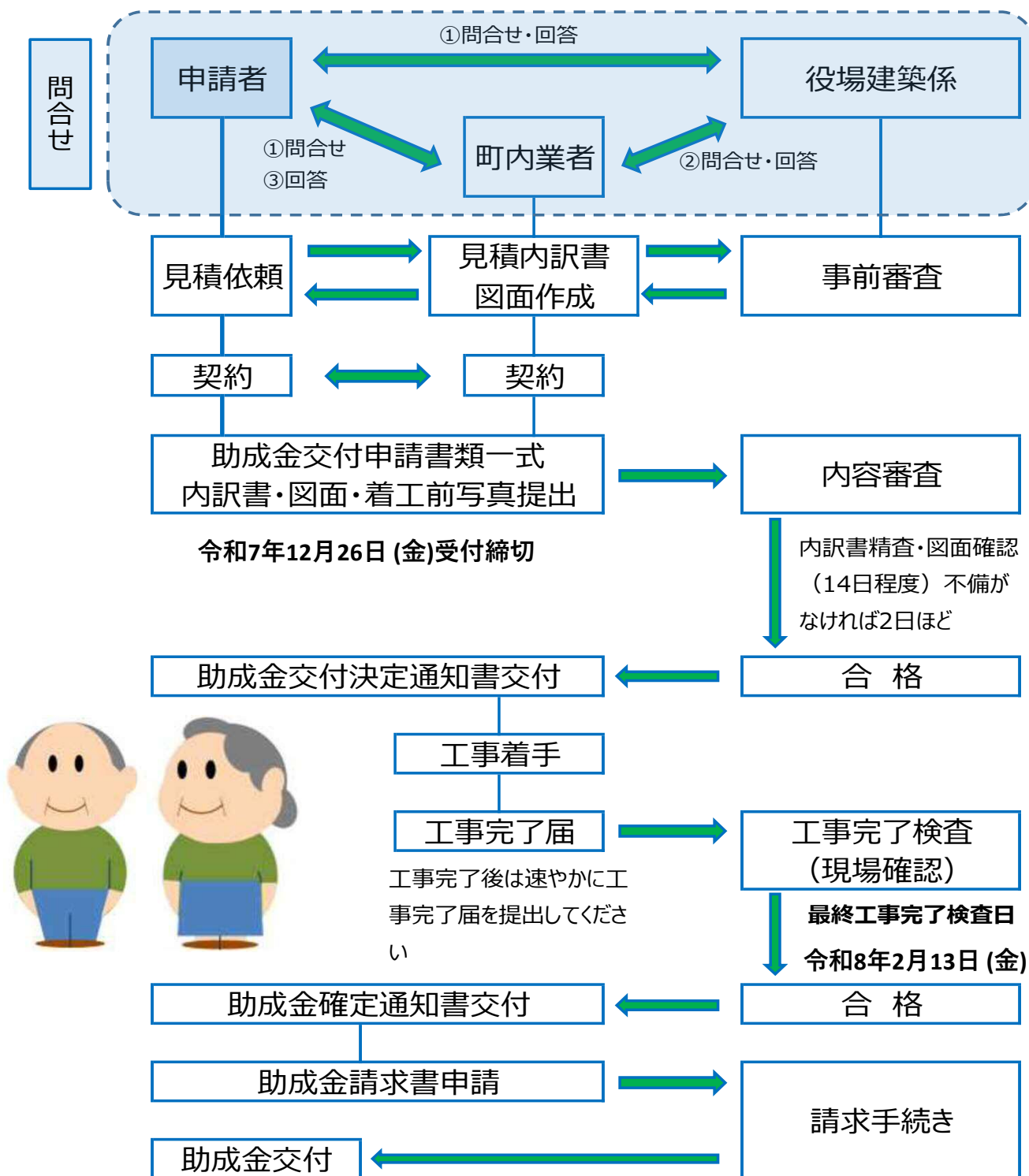
5. 住宅リフォーム 工種・内容 (新冠町住宅リフォーム助成金交付規則第2条2号
関係) 抜粋

工 種	内 容
省エネ改修工事	<p>1. 省エネ改修工事の内容は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 住宅開口部の断熱改修工事</p> <p>リフォーム改修を実施する階全体の開口部(窓・玄関ドア・勝手口)を断熱改修し、かつ、[こどもみらい住宅支援事業の対象型番リスト・こどもエコすまい支援事業の型番リスト]に掲載されている機器を使用した省エネ設備を、1つ以上同時に改修すること。</p> <p>改修部分が仕様基準(熱還流率$U \leq 2.3$)に適合する省エネ基準レベルを満たした場合に認める。 開口部詳細については、下記のとおりとする。</p> <p>ア 内窓設置又は交換(既存窓の内側に新たに窓を設置するか、または既存2重窓の内側の窓を交換するもの) 既設窓の撤去も対象とする。</p> <p>イ 外窓交換(既存窓を取り除き新たな窓に交換するもの又はカバー工法によるもの)。既設窓の撤去も対象とする。</p> <p>ウ 窓ガラスを断熱ガラスへ交換するもの。既存ガラス撤去も対象とする。</p> <p>エ 玄関ドアを断熱ドアに取り替えるもの。既設玄関ドア撤去も対象とする。既設玄関ドアが断熱仕様でない場合、上記開口部全体の改修と同時に玄関フード(10m²以内)を設置するもの。</p> <p>(2) 躯体の断熱改修工事</p> <p>リフォーム改修を実施する棟全体の断熱改修を行い、かつ、[こどもみらい住宅支援事業・こどもエコすまい支援事業の型番リスト]に掲載されている機器を使用した省エネ設備を、1つ以上同時に改修すること。</p>

<p>バリアフリー改修工事</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 通路等の拡幅 通路の幅を拡張するもの（室内に限る）高齢者等配慮対策等級3の（5）に基づくこと。既設の撤去も対象とする。 2. 階段勾配の緩和 既存階段の勾配を緩やかにするもの。高齢者等配慮対策等級3の（3）階段に基づくこと。既設の撤去も対象とする。 3. 浴室改良 浴室の全面リフォーム（ユニット化、浴室面積の増加、浴室またぎ高さを低下、段差の解消、滑りにくい床への改良のいずれかに該当する工事を含むものでかつ、浴室全体を改良するもの）高齢者等配慮対策等級3の（6）浴室に基づくこと。既設の撤去も対象とする。 4. 便所改良 便器の取替え（座面高さを高くする、和式を洋式に変更する、便所面積を0.1㎡以上増加する、段差の解消に附帯して便器の取替えを行うもののいずれかに該当する工事）高齢者等配慮対策等級3の（6）便所に基づくこと。既設の撤去も対象とする。 5. 手すりの取り付け 室内に限る。室内全ての設置を対象とする。高齢者等配慮対策等級3の（4）手すりに基づくこと。 6. 段差の解消 段差解消のための床仕上げの改修一式（下地材含む）高齢者等配慮対策等級3に基づくこと。既設の撤去も対象とする。 リフォーム改修を実施する階全体の段差を解消する場合。 7. 出入口の戸の改良 建具の有効開口幅を拡張するもの、開き戸から引き戸に変更するもの、吊戸に変更するもののいずれかに該当するもの。高齢者等配慮対策等級3の（5）出入口幅員に基づくこと。既設の撤去も対象とする。 8. 滑りにくい床材料への取替え 浴室以外の床材は、JIS A1454に定める床材の滑り性試験によって得られる滑り抵抗値(C,S,R)が、0.4以上の床材を採用するもの。 浴室の床材又は仕上げの滑り抵抗値(C,S,R)は、0.7以上とする。 また、滑り抵抗に大きな差がある材料の複合使用は、採用してはならない。
<p>耐震改修工事</p>	<p>昭和56年5月31日以前に着手されたものが対象で、一般診断で総合評価1、0未満が対象とする。 対象部分は、補強工事に係る全ての工事 建築基準法施行令46条4項に基づく軸組み種類の設置材とその施工手間、国土交通大臣が定めた補強構造方法（昭和56年告示1100号）に基づく耐力面材とその張り手間、接合用認定金物を対象とする。</p>

6. 住宅リフォーム 問合せから契約・工事・助成金までの流れ

●住宅リフォーム 問合せから契約・工事・助成金交付までの流れ



新冠町 住宅リフォーム助成金交付制度 についてお問合せ・ご相談は

新冠町役場 建設水道課 建設グループ 建築係

電話 0146-47-2519

7. 住宅リフォーム 申請等チェックリスト

住宅リフォーム申請等チェックリスト

■ 申請時

- 1. 新冠町住宅リフォーム助成金申請書
- 2. 住民票謄本
- 3. 住宅建設年度が昭和56年6月1日以降に着工したことが明らかになる書類の写し（建築基準法に基づく確認済証の写し等）
- 4. 住宅の所有者が明らかになる書類
- 5. 町税納税状況確認承諾書（世帯全員） 移住者は、世帯全員の納税証明書
- 6. 住宅リフォーム助成金に係る誓約書
- 7. 設計内訳書 積算根拠
- 8. 省エネ改修については、使用資材のうち、助成対象工種に係る省エネ性能が分かるカタログの写し等
- 9. 着手前の状況写真（必要箇所の各寸法がわかるもの）
※完了写真において、着手前と完了後の比較写真が必要になります。
- 10. 各階平面図・立面図・その他必要な図面
※改修前の図面と改修後の図面が必要（改修部分はハッチングなどで図面に明示してください）

■ 変更時

- 1. 新冠町住宅リフォーム助成金事業変更承認申請書
- 2. 設計内訳書（変更分が分かるように）
- 3. 積算根拠（変更分の材料拾い調書・単価根拠（建設物価・積算資料・見積書）
- 4. 変更分の必要な図面

■ 中止の場合

- 1. 新冠町住宅リフォーム助成金交付事業中止・廃止承認申請書

■ 着手届

- 1. 新冠町住宅リフォーム助成金交付事業着手届
- 2. 契約書又は請書の写し

■ 完了届

- 1. 新冠町住宅リフォーム助成金交付事業完了届
- 2. 交付対象箇所の施工写真（表面から見え隠れする部分の施工写真も忘れずに）
- 3. 完了写真（着手時と同じ方向から比較できるように）
- 4. 住宅リフォームに係る代金領収書の写し
- 5. 使用資材のうち、助成対象工種に係る出荷証明書あるいは性能評価書
- 6. 助成金の請求書（申請者本人の振込先記入）

■ 代理人申請する場合（申請時のみ）

- 1. 委任状

■ 建物が共有名義の場合（申請時のみ）

- 1. 同意書

8. 新冠町住宅リフォーム助成金申請書 様式

- 新冠町住宅リフォーム助成金交付申請書
- 町税納税状況確認承諾書
- 新冠町住宅リフォーム助成金に係る誓約書
- 新冠町住宅リフォーム助成金交付事業変更承認申請書
- 新冠町住宅リフォーム助成金交付事業中止・廃止承認申請書
- 新冠町住宅リフォーム助成金交付事業着手届
- 新冠町住宅リフォーム助成金交付事業完了届
- 新冠町住宅リフォーム助成金請求書
- 同意書

新冠町住宅リフォーム助成金交付申請書

令和 年 月 日

新冠町長 様

申請者 住 所
 ふりがな
 氏 名
 (電話)

新冠町住宅リフォーム助成金交付規則第8条第1項の規定により、助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1. 住宅リフォームを行う住宅

(1)住宅の所在地 新冠町字
 (2)住宅の所有者 住 所
氏 名

2. 住宅リフォームの施工業者

(1)住 所 新冠町字
 (2)業者名 _____

3. 住宅リフォームの概要(省エネ・バリアフリー・耐震・その他)いずれかに○

別紙のとおり

4. 住宅リフォームに要する費用 金 円

5. 工事予定 (着 手) 令和 年 月 日
 (完 了) 令和 年 月 日

6. 助成金交付申請額 金 円

【添付書類】

- 1 住民票謄本
- 2 住宅リフォームを行う住宅の所有者が明らかとなる書類の写し
- 3 住宅の建設年月が明らかとなる書類の写し
- 4 町税納税状況確認承諾書
- 5 住宅のリフォームの内容及び工事に要する費用の積算根拠が明らかとなる書類
- 6 着工前の状況を撮影した写真
- 7 リフォームする住宅の位置図、各階平面図、立面図、その他必要な図面

町税納税状況確認承諾書

令和 年 月 日

新冠町長 鳴海 修司 様

氏名 _____ 印

新冠町住宅リフォーム助成金交付事業の利用申請に際し、納税証明書の提出を省略したく、新冠町税の滞納に対する制限措置に関する条例第6条第2項に規定する者に係る町税納税状況を町担当職員が確認することを承諾します。

	完 納	滞 納	誓約書
税務課	印	印	印

別記第15号様式(第8条関係)

新冠町住宅リフォーム助成金に係る誓約書

令和 年 月 日

新冠町長 様

申請者

新冠町住宅リフォーム助成金交付において、他の国費補助金及び国費交付金の重複申請は
しないことを誓います。発覚した場合は、新冠町住宅リフォーム助成金を返還します。

別記様式第4号(第10条関係)

新冠町住宅リフォーム助成金交付事業変更承認申請書

令和 年 月 日

新冠町長 様

住 所
申請者 ふりがな
氏 名
(電話)

令和 年 月 日付け新建水号で助成金の交付の決定を受けた住宅リフォームについて、その内容を変更したいので、新冠町住宅リフォーム助成金交付規則第10条第2項の規定により、次のとおり申請します。

記

変更の内容及び変更の理由

【注意事項】

- 1 変更内容及び変更の理由については、できるだけ詳しく記載すること。
- 2 住宅リフォームの内容及び住宅リフォームに要する費用の変更の場合は、変更後の内容及び積算基礎が明らかとなるような書類を添付すること。

別記様式第5号(第10条関係)

新冠町住宅リフォーム助成金交付事業中止・廃止承認申請書

令和 年 月 日

新冠町長 様

住 所
申請者 ふりがな
氏 名
(電話)

令和 年 月 日付け新建水号で助成金の交付の決定を受けた住宅リフォームについて、その事業を中止・廃止したいので、新冠町住宅リフォーム助成金交付規則第10条第3項の規定により、次のとおり申請します。

記

中止・廃止の理由

別記様式第8号(第12条関係)

新冠町住宅リフォーム助成金交付事業着手届

令和 年 月 日

新冠町長 様

住 所
申請者 ふりがな
氏 名
(電話)

令和 年 月 日付け新建水号で助成金の交付の決定を受けた住宅リフォームに着手したので、新冠町住宅リフォーム助成金交付金規則第12条第1項の規定により、次のとおり届け出します。

記

1. 助成事業着手年月日 令和 年 月 日
2. 助成事業完了予定年月日 令和 年 月 日
3. 添付書類
① 住宅リフォームに係る契約書又は請書の写し。

別記様式第9号(第14条関係)

新冠町住宅リフォーム助成金交付事業完了届

令和 年 月 日

新冠町長 様

住 所
申請者 ふりがな
氏 名
(電話)

令和 年 月 日付け新建水号で助成金の交付の決定を受けた住宅リフォームを完了したので、新冠町住宅リフォーム助成金交付規則第14条第1項の規定により、次のとおり届け出します。

記

1. 助成事業完了年月日 令和 年 月 日

2. 添付書類

- ① 助成事業の施工中の写真
- ② 助成事業の完了後の写真
- ③ 住宅リフォームに係る代金の領収書の写し
- ④ その他必要な書類
()

新冠町住宅リフォーム助成金請求書

令和 年 月 日

新冠町長 様

住 所
申請者
氏 名
(電話)

令和 年 月 日付け新建水号で助成金の確定通知を受けた住宅リフォーム助成事業に係る助成金ついて、次のとおり請求します。

記

1. 助成金請求額 金 円

2. 助成金の交付方法

振 込 先	金融機関名 () (支店)		
	預金種目 フリガナ	(普通・当座・貯蓄・その他)	口座番号
	口座名義		

建物が共有名義となっている場合の同意書 様式

(申請者氏名) _____ 様

同 意 書

下記建物の工事を行うこと及び新冠町住宅リフォーム助成金交付の申請をすることに同意します。

建物の所在地(登記上)

家屋番号

工事の内容

どれかに○をして下さい。

- ・省エネ改修工事
- ・バリアフリー改修工事
- ・省エネ改修工事及びバリアフリー改修工事
- ・耐震改修工事

令和 年 月 日

(共有者の住所) _____

(共有者の氏名) _____

9. 住宅リフォーム 新冠町内業者一覧

令和7年4月1日現在

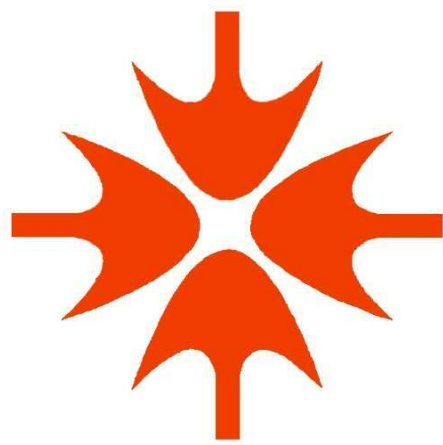
No.	地区名	事業所名	代表者名	電話番号	FAX
法人(建築) ※順不同					
1	東町	佐々木産業(株)	代表取締役 佐々木保	47-3097	49-0910
2	北星町	(有)草野住建工業	代表取締役 草野潤	47-1122	47-1123
3	東泊津	(株)ハクツ古川建設	代表取締役 古川昌広	47-4153	47-4166
4	節婦町	(有)金平組	代表取締役 金平義隆	47-2155	47-2278
5	北星町	栗山建設(株)	代表取締役 栗山哲弘	47-3710	47-4130
6	中央町	(株)名須川工業	代表取締役 名須川英昭	47-4161	47-4312
7	北星町	(有)斎藤建設	代表取締役 斎藤郁子	47-4404	47-4418
8	北星町	(株)久保田組	代表取締役 廣島功	47-2022	47-2029
9	大狩部	ケイセイマサキ建設(株)	代表取締役 正木健太	45-5003	47-6005
10	中央町	幌村建設(株)新冠営業所	所長 後藤正義	47-3557	47-3357
11	北星町	合同会社西舘建設	代表 西舘満喜雄	47-2625	47-2625
12	北星町	石井建築工房(株)	代表取締役 石井建治	47-3766	47-3766

法人(町内給水排水設備指定店) ※順不同

13	東町	(株)中村産業 新冠営業所	代表 中村吉隆	47-4444	01456-5-6532
14	東町	(株)梶浦組	代表取締役 梶浦税	47-3023	47-3241
15	本町	(有)坂森設備	代表取締役 坂森康博	47-3584	47-4584
16	北星町	(株)道南	代表取締役 木原訓	47-2866	47-2853
17	東町	(有)畠山設備	代表取締役 畠山馨	47-3466	47-3693
18	本町	(株)長嶺設備工業 新冠営業所	代表取締役 中畑讓司	47-4462	42-1092

※上記1から12は、新冠町内に事業所・営業所を持つ法人、13から18は、町内給水排水設備指定店です。

※上記法人のほかに新冠町内に建築事業所・営業所を持つ法人や、設備指定店、個人事業主等ございましたら、新冠町役場建設水道課 建築係(Tel 47-2519)までご連絡ください。



新冠町